

改正案

現行

第一条（略）

前項ノ書類ノ外株式会社ニ在リテ八株主ノ氏名又ハ商号及其ノ持株数ヲ記載シタル書面並ニ創立總會ノ議事録ヲ添附スルコトヲ要ス

）（略）

第二条（略）

前項ノ書類ノ外株式会社ニ在リテ八株主ノ氏名又ハ商号及其ノ持株数ヲ記載シタル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第一条（略）

前項ノ書類ノ外株式会社ニ在リテ八株主ノ氏名又ハ商号及其ノ持株数ヲ記載シタル書面並ニ創立總會ノ議事録株式合資会社ニ在リテ八之ニ準スヘキ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

）（略）

第二条（略）

前項ノ書類ノ外株式会社ニ在リテ八株主ノ氏名又ハ商号及其ノ持株数ヲ記載シタル書面株式合資会社ニ在リテ八之ニ準スヘキ書類ヲ添附スルコトヲ要ス

第二条ノ三 信託会社ハ担保附社債信託法（以下法ト謂フ）第七十四

条又ハ第七十五条ノ契約ニ依リ株式ヲ社債ノ担保ト為サムトスルトキハ認可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ差出スヘシ

一（四）（略）

五 担保ヲ変更スル場合ニハ法第七十五条ニ依ル社債権者集会ノ議事録又ハ代表者ノ決定ヲ証スル書面

六（略）

第二条ノ三 信託会社ハ担保附社債信託法第七十四条又ハ第七十五条

ノ契約ニ依リ株式ヲ社債ノ担保ト為サムトスルトキハ認可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ差出スヘシ

一（四）（略）

五 担保ヲ変更スル場合ニハ担保附社債信託法第七十五条ニ依ル社債権者集会ノ議事録又ハ代表者ノ決定ヲ証スル書面

六（略）

第三条ノ二 信託会社力法第十九条ノ三ノ規定ニ依リ契約ヲ締結シタルトキ八遅滞ナク左ノ書類ヲ添附シテ届出ツヘシ

一・二 (略)

第三条ノ三 信託会社力法第三十二条又八第七十四条若八第七十五条ノ規定ニ依リ契約ヲ締結シタルトキ八遅滞ナク左ノ書類ヲ添附シテ届出ツヘシ

一・二 (略)

三 法第七十四条又八第七十五条ノ規定ニ依ル契約ナルトキ八担保ノ異動及価格ノ増減ニ関スル書面

(略)

第七条 法第十七条第四項ノ届書ニ八代表者タル資格ヲ証スル書面ヲ添附スヘシ

第八条ノ二 法第四十一条第三項ニ規定スル内閣府令ニ定ムルモノハ左ニ掲グルモノトス

一 委託会社ノ使用ニ係ル電子計算機ト受託会社ノ使用ニ係ル電子計算機トヲ電気通信回線ヲ接続シタル電子情報処理組織ヲ使用スル方法ニシテ其ノ電気通信回線ヲ通ジテ情報ガ送信セラレ受託会社ノ使用ニ係ル電子計算機ニ備ヘラレタルファイルニ其ノ情報ガ記録セラルモノ

二 磁気ディスク其ノ他此ニ準スル方法ニ依リ一定ノ情報ヲ確實ニ

第三条ノ二 信託会社力担保附社債信託法第十九条ノ三ノ規定ニ依リ契約ヲ締結シタルトキ八遅滞ナク左ノ書類ヲ添附シテ届出ツヘシ

一・二 (略)

第三条ノ三 信託会社力担保附社債信託法第三十二条又八第七十四条若八第七十五条ノ規定ニ依リ契約ヲ締結シタルトキ八遅滞ナク左ノ書類ヲ添附シテ届出ツヘシ

一・二 (略)

三 担保附社債信託法第七十四条又八第七十五条ノ規定ニ依ル契約ナルトキ八担保ノ異動及価格ノ増減ニ関スル書面

(略)

第七条 担保附社債信託法第十七条第四項ノ届書ニ八代表者タル資格ヲ証スル書面ヲ添附スヘシ

(新設)

記録スルコトヲ得ルモノヲ以テ調製スルファイルニ情報ヲ記録シ
タルモノヲ交付スル方法

前項各号ニ掲グル方法ハ受託会社ガファイルヘノ記録ヲ出力スルコ
トニ依ル書面ヲ作成スルコトヲ得ルコトヲ要ス

第八条ノ三 担保附社債信託法第四十一条第三項の規定に基づく電磁

的方法による情報の提供に関する承諾の承諾の承諾等々を定める政令第一
第一項（同令第二條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ示ス
ベキ電磁的方法ノ種類及内容ハ左ニ掲グル事項トス

一 前条第一項各号ニ掲グル電磁的方法ノ内委託会社ガ使用スルモ
ノ

二 ファイルヘノ記録ノ方式

第八条ノ四 法第四十一条第四項ニ規定スル電子計算機ニ依ル情報処

理ノ用ニ供セラルルモノトシテ内閣府令ニ定ムルモノハ第八条ノ二
第一項第二号ニ規定スルファイルニ情報ヲ記録シタルモノトス

法第四十一条第四項ニ規定スル署名ニ代フル措置ニシテ内閣府令ニ
定ムルモノハ電子署名及び認証業務に関する法律第二條第一項ノ電
子署名トス

第八条ノ五 法第四十二条第二号及第六十一条第二項第二号ニ規定ス

ル内閣府令ニ定ムル方法ハ其ノ電磁的記録ニ記録セラレタル情報ノ
内容ヲ紙面又ハ出力装置ノ映像面ニ表示スル方法トス

（新設）

（新設）

（新設）

第十一条 法第八十九条ニ依ル申請書ニハ社債権者集会ノ議事録ノ外左ノ書類ヲ添附スヘシ

一 法第八十九条第一項ノ場合ニ於テハ其ノ為スヘキ行為ヲ怠リタル事実ヲ証スル書面

二 (略)

第十二条 法第九十四条ニ依ル申請書ニハ左ノ書類ヲ添附シテ差出スヘシ但シ申請者力社債権者集会ナルトキハ尚ホ其ノ議事録ヲ添附スヘシ

一・二 (略)

第十二条ノ二 本令中社債権者集会ニ関スル規定ハ法第六十六条又ハ第六十七条ノ規定ニ依ル社債権者ノ集会ニ之ヲ準用ス

第十三条 信託会社力法第八十八条第三項及第九十四条第一項ノ規定ニ依リ供託ヲ為シタルトキハ遅滞ナク供託シタル事実ヲ証スル書面ヲ添へ届出ツヘシ

第十四条 信託会社ハ法第九十五条ニ依ル検査ヲ受ケタルトキハ遅滞ナク其ノ年月日及検査ノ状況ヲ報告スヘシ

第十一条 担保附社債信託法第八十九条ニ依ル申請書ニハ社債権者集会ノ議事録ノ外左ノ書類ヲ添附スヘシ

一 担保附社債信託法第八十九条第一項ノ場合ニ於テハ其ノ為スヘキ行為ヲ怠リタル事実ヲ証スル書面

二 (略)

第十二条 担保附社債信託法第九十四条ニ依ル申請書ニハ左ノ書類ヲ添附シテ差出スヘシ但シ申請者力社債権者集会ナルトキハ尚ホ其ノ議事録ヲ添附スヘシ

一・二 (略)

第十二条ノ二 本令中社債権者集会ニ関スル規定ハ担保附社債信託法第六十六条又ハ第六十七条ノ規定ニ依ル社債権者ノ集会ニ之ヲ準用ス

第十三条 信託会社力担保附社債信託法第八十八条第三項及第九十四条第一項ノ規定ニ依リ供託ヲ為シタルトキハ遅滞ナク供託シタル事実ヲ証スル書面ヲ添へ届出ツヘシ

第十四条 信託会社ハ担保附社債信託法第九十五条ニ依ル検査ヲ受ケタルトキハ遅滞ナク其ノ年月日及検査ノ状況ヲ報告スヘシ

第十五条 法第九十七条第二項ニ依リ外国会社ト信託事務ノ承継契約ヲ締結セムトスル場合ニ於テハ委託会社ハ許可申請書ニ左ノ書類及第六條第一項第五号乃至第七号ノ書類ヲ添附スヘシ
一〽三 (略)

第十六条 法第九十八条ニ依ル許可申請書ニハ辞任ヲ要スル事由ヲ記載シタル書面及信託事務ニ関スル計算書ヲ添附スヘシ

第十七条 法第九十九条ニ依ル申請書ニハ解任ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル書面ヲ添附スヘシ但シ申請者力社債権者集会ナルトキハ尚ホ其ノ議事録ヲ添附スヘシ

第十八条 法第一百一条第二項ニ依ル届書ニハ同条第一項ノ契約書謄本ヲ添附スヘシ
(略)

第十九条 法第一百五條第二項ニ依ル届書ニハ引継ノ顛末ヲ記載シ同条第三項ノ目錄ト共ニ差出スヘシ

第二十一条 信託会社力合併ノ決議ヲ為シタルトキハ商法第百條第一項又ハ第四百十二條第一項ノ規定ニ依ル手續ヲ了シタル後遅滞ナク各会社共同シテ左ノ書類ヲ添附シテ届出ツヘシ但シ合併ニ依リ信託

第十五条 担保附社債信託法第九十七条第二項ニ依リ外国会社ト信託事務ノ承継契約ヲ締結セムトスル場合ニ於テハ委託会社ハ許可申請書ニ左ノ書類及第六條第一項第五号乃至第七号ノ書類ヲ添附スヘシ
一〽三 (略)

第十六条 担保附社債信託法第九十八条ニ依ル許可申請書ニハ辞任ヲ要スル事由ヲ記載シタル書面及信託事務ニ関スル計算書ヲ添附スヘシ

第十七条 担保附社債信託法第九十九条ニ依ル申請書ニハ解任ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル書面ヲ添附スヘシ但シ申請者力社債権者集会ナルトキハ尚ホ其ノ議事録ヲ添附スヘシ

第十八条 担保附社債信託法第一百一条第二項ニ依ル届書ニハ同条第一項ノ契約書謄本ヲ添附スヘシ
(略)

第十九条 担保附社債信託法第一百五條第二項ニ依ル届書ニハ引継ノ顛末ヲ記載シ同条第三項ノ目錄ト共ニ差出スヘシ

第二十一条 信託会社力合併ノ決議ヲ為シタルトキハ商法第百條第一項ノ規定ニ依ル手續ヲ了シタル後遅滞ナク各会社共同シテ左ノ書類ヲ添附シテ届出ツヘシ但シ合併ニ依リ信託ノ業務ヲ廃止スル場合ハ

ノ業務ヲ廃止スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一〇五 (略)

(略)

第二十二條 法第十四條及第十五條ニ依ル請求書ニハ請求者カ利害關係ヲ有スル事實及清算人ノ選任又ハ解任ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル書面ヲ添附シテ差出スヘシ

第二十六條ノ四 法又ハ本令ノ規定ニ依リ内閣總理大臣ニ差出ス免許申請書及添附書類ハ金融庁長官ヲ經由シ差出スヘシ

此ノ限ニ在ラス

一〇五 (略)

(略)

第二十二條 担保附社債信託法第十四條及第十五條ニ依ル請求書ニハ請求者カ利害關係ヲ有スル事實及清算人ノ選任又ハ解任ヲ必要トスル事由ヲ記載シタル書面ヲ添附シテ差出スヘシ

第二十六條ノ四 担保附社債信託法又ハ本令ノ規定ニ依リ内閣總理大臣ニ差出ス免許申請書及添附書類ハ金融庁長官ヲ經由シ差出スヘシ